

第 56 回 笛吹市地域自立支援協議会

日 時 令和 7 年 6 月 27 日
午前 9 時 30 分～12 時
会 場 本館 301 会議室

【出席者】 23 名

委員：風間会長・高橋委員・土屋委員・竹下委員・新沼委員・岩間委員・佐藤委員・中野委員
花輪委員・林（鈴木委員代理）氏・渡辺委員・雨宮委員・風間委員・長谷部委員
鈴木委員・小澤委員・石原委員・茂手木委員・四家委員・中村委員・霜村委員
内藤委員・有泉委員

アドバイザー：山梨県立大学教授 高木寛之氏

事務局：山下市長・岩間部長・内藤センター長・菊島・野中・荻原・鷹野・依田・鶴田
雨宮・平山

【傍聴者】 1 名

1、はじめのことば

（内藤）皆様、おはようございます。ただいまから第56回笛吹市地域自立支援協議会を開会させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます。笛吹市障がい者基幹相談支援センター長の内藤と申します。よろしくお願いいたします。

2、委嘱状交付

（内藤）委嘱状の交付を行います。初めに、風間一幸 様 代表して市長より委嘱状の交付をお願いいたします。

委嘱状交付

（内藤）それでは山下市長から挨拶をお願い致します。

3、笛吹市長あいさつ

（市長）皆さまこんにちは。多くの皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。
日頃より本市の障害福祉行政の推進にあたりまして、格別なご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。障害のある方の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進に当たっては、当然、行政だけでなく様々な団体の連携が不可欠であり、笛吹市地域自立支援協議会が担う役割は大変重要であります。この場にお集まりの皆様のご協力に感謝申し上げます。笛吹市は令和6年3月に県内で初めて障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい街を実現するため理念や市の責務などを定めた、笛吹市障害者基本条例を制定させていただきました。今年度は、児童発達支援事業を利用する児童の食事代に対する助成を行うとともに、18歳以上60歳以下軽度中度の難

聴者に対しまして、補聴器の購入助成の事業を創設しました。県が実施し市も一緒に行います。昨日6月議会でご承認をいただいておりますので、これから執行に移っていきたいと思っております。また、来年の4月には地域の中核的な療育施設となる、児童発達支援センターが石和町の市部に開設をする予定でございます。双葉で「なないろ」を運営している会社が、笛吹市で作っていただけるということです。以前の石和保健所のところですよ。笛吹市が土地を無償でお貸しし、協力して運営していくということでございます。今後皆様と連携いたしまして、障害のある方々が地域社会で生き生きと生活できるよう必要な支援に取り組んでいきたいと考えております。

笛吹市地域自立支援協議会の取り組みが、本市における障害福祉の更なる向上に繋がることを真に期待申し上げ一言ご挨拶に代えさせていただきます。本日はお忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。

(内藤) 山下市長におかれましては他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

4、地域自立支援協議会委員について

(内藤) 初めに、この協議会のアドバイザーとしてご支援をいただきます、山梨県立大学教授 高木寛之先生をご紹介させていただきます。

(高木) よろしく申し上げます。この1、2か月県内県外含めて様々なところに行き、住民の方とお話する機会をいただきました。そこで出てきたのは、一つは8050問題です。元々問題になってはいたのですが、やはり今が8050問題の該当人数が一番多いことと、もう一つにはハチマルの方たちがサービスを使わないで自分たちが育ててきたという自負と、任せてしまって良いのだろうかという不安、このことにすごく揺れ動いていることを、当事者の方たちから教えていただき、8050問題は今ものすごく大変だと、そして関わらなければいけないことを教えていただきました。もう一つは、比較的若い方たちの就労です。どう働くのかが今、全国的にも大きな動きがあり、私達が働くことをどう考えてどう保障していくのかを当事者の方を含めてお話を伺う機会がありました。ぜひこれは深いレベルになるかもしれませんが、笛吹市の現状がどうなっているかを丁寧に見つめていただいて、そのような声があるのであればしっかりと対応していけるような市を、皆さんと一緒に作っていききたいと思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。

(内藤) 高木先生にはご支援ご指導を引き続きよろしくお願いいたします。本日、保健福祉部の岩間部長が出席しておりますので、紹介をさせていただきます。

(岩間) 本年4月より笛吹市の保健福祉部保健福祉部長を務めさせていただいております、岩間正剛と申します。笛吹市といたしましては、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすいまち作りの実現にむけて、様々な施策に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様のご指導ご協力をお願いいたします。

(内藤) それでは、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介

(内藤) それでは、会長・副会長の選任につきまして、事務局から説明をお願いします。

(菊島) お手元の資料、笛吹市地域自立支援協議会設置条例をご覧ください。選出は委員の中から選出することとされています。皆様、いかがいたしましょうか。

(委員) 事務局一任。

(菊島) 事務局一任の声をいただきましたので、ご提案をさせていただきます。会長には、風間一幸委員、副会長は羽田哲也委員にお願いしたいと思います。

(内藤) ただいま事務局より提案がありました通り、会長には風間一幸委員、副会長に羽田哲也委員にお願いするということですのでよろしいでしょうか。ありがとうございます。(拍手で承認)
ここで風間会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(風間) ただいま会長に選任されました。風間一幸と申します。一昨年より引き続きになりますが、この会議が充実した活動ができるように精一杯頑張らせていただきます。よろしくお願いします。

(内藤) 委員の改選が行われましたので、改めて地域自立支援協議会の目的と役割につきましてご説明をさせていただきます。事務局からお願いいたします。

5、地域自立支援協議会の目的と役割

(菊島) 地域自立支援協議会は、関係機関、関係団体および障害者等の福祉、医療、教育、雇用に関わる皆様にご協力いただきまして、地域における障害者等の支援や、生活課題について情報共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ることを目的に設置されています。

(内藤) 議事に移りたいと思います。笛吹市自立支援協議会設置条例の第6条第1項に、会長が議長を務めることとなっておりますので、風間会長よろしくお願いいたします。

6、議事

(風間) これより議事に移ります。相談支援実績について基幹支援センターよりお願いします。

① 相談支援事業所における実績報告について

(菊島) 18歳以上の障害者では障害種別の精神、知的障害のある方の相談が全体の8割、継続ケースが増加しています。福祉サービスの利用に関する本人や家族からの相談や、医療機関からの相談も増えています。また、難病、がんの方の生活や就労についての相談、障害の影響で家事育児に不安があ

る母親に対して子育て支援課と連携した支援を行っております。就労を始めてまもなく対人関係や金銭トラブルで引きこもりとなるなど、自立生活へ移行する間の若い世代の課題が多く見られています。介護保険制度で非該当となった方など、高齢障害者の日中活動先、生活場所の確保の相談も多く、高齢部門とも引き続き検討をしていく必要性を感じています。障害児では、全体の6割が発達障害であり、療育や居場所を目的とした放課後等デイサービスへの利用相談が多い状況でした。義務教育後の将来を見据えた切れ目のない支援が必要であり、早い段階から医療、教育、福祉の連携、体制整備が重要と感じています。

（依田）支援センターでは知的、精神、発達障害の相談が多くありました。身体障害のケースでは、在宅ではかなり困難とされた方について、病院と家族、支援者との協力によって、サービス利用と環境調整ができ無事に在宅生活が実現できた方がいました。相談方法では、不安解消、妄想などの症状での頻回な電話は増加傾向で、様々な分野の関係機関へ連絡を取ることが増えております。電話とメール、面談をうまく使い分け、相談ができるように当事者に提示をしております。特徴として、知的精神障害ケースの意思決定支援の関わりが多くみられ、極度の対人不安があり、1日20件ほどのメールで対応したケースもありました。年齢が高くなるほど生活習慣の確立や、過去の経験がトラウマになるなど意思決定の困難さがありました。関わる支援者全員で、本人の特性や状況をその都度共有して、チームで統一した支援を進めていくための調整を行いました。住居や就労に関する支援では、特徴のある事業者が増えており、グループホームについては増加傾向で、特に障害者年金2級の収入の範囲で入所ができる所もあり、自立へのチャンスが広がったと思います。就労訓練では、就労B型の基礎工賃が上がっていたり、農作業、商品開発など、特徴を持った事業所が増えていきます。また短時間利用から慣れていくように、送迎の対応をしてくださる事業所もあります。新規の事業所ができて見学に行く際には、相談員側の現状や課題を事業所側にお伝えし、更に利用しやすい状況を一緒に作るように取り組んでいます。教育と福祉医療との連携についてはそれぞれの機能や役割の違いをよく理解しながら、対応可能なことは何か、また限界は何かを検討する機会を今後も事例を通して、経験を積んでいく必要性を感じています。また成長とともに長い期間で支援を繋いでいくためにも連携体制を早期に築き、急な状況の変化にも対応できることが大切と感じております。子どもの場合、卒業に向けて非常に時間が短いため子ども側の支援者と親側の支援者の視点や進め方が必ずしも一致しない場合も出てきます。支援者も笛吹市内とは限らず、広域でのチーム作りが必須となっています。それぞれの分野での統括者がいても、総合的な統括者がその場、その場になくすることがあり協働の難しさを感じます。それぞれの限界の中で何を新たに作ればよいのかなど、進めていけるとよいと感じています。

（菊島）美咲園の報告を事務局からさせていただきます。利用者数の割合は、知的障害が全体の約6割と最も多く、発達障害の方が増えています。年代別では、昨年同様50代以上の比較的年齢の高い方が半数を占め、福祉サービスの利用については半数を超える人たちが就労継続支援事業A型B型を利用していました。相談の支援方法としては、関係機関との連携が最も多く、本人あるいは家族等からの電話、同行、個別支援会議、来所、訪問の順でした。相談内容は福祉サービスに関するものが約6割、健康医療に関するもの、家族人間関係の順になっています。60代以上の方の中には介護保険を利

用している方も数名いました。今後、更に介護保険サービスと障害福祉サービスを併用するケースが増え、介護支援専門員や地域包括支援センターと連携をとり対応する必要があると感じています。

(荻原) ハーモニーでは、療育手帳を持っている児の相談から、ここ数年、発達障害の診断でサービス利用に関する相談が増え、子供の発達や特性に応じた活動を希望する家族が多くなっています。保育園を利用しているケースでも活動内容が子供に合わず、児童発達支援の利用に切り替えるケースも増えています。児童発達支援センターと児童発達支援事業所がありますが、支援センターに関しては、ほぼ、年度初めに満員となり、曜日等が限定されてしまう状況です。また、保育園に比べて活動時間が短く、延長保育を利用した場合は迎えに行く必要があり、家族の負担が大きくなっています。児童発達支援事業所に関しては朝夕の預かりの時間や、保育園、リハビリへの送迎など、家族の状況に応じて対応してくれる状況にあります。事業所の見学を行い、利用目的や、家族の生活スタイルに応じて事業所を決めています。放課後デイサービスでは、療育活動に加え、家族の就労や1人親家庭の増加に伴う家族支援、そして不登校児童生徒や家族関係からの居場所の確保など、事業所に求められる役割が多様化している状況にあります。利用者が増加傾向にあり、希望する事業所や曜日で利用ができない状況です。また学校生活や、お友達との関係がうまく作れず、小規模の小学校に一時間以上かけて通学している児童もいます。学校という組織の中で子供たちがどのように活動し居場所として生活していくかが大変難しい問題になっています。ここ数年の傾向として、児童のケースでも、家族の休息等を目的に宿泊サービスを利用する家庭が大変増えています。障害福祉サービスの短期入所や子育て支援課が管轄の子育て短期支援事業の利用です。成人に関しては、家族の高齢化に伴い、短期入所、グループホーム入所、施設入所を希望するケースが増えています。利用希望者と事業所の数、また支援内容と職員体制などが難しく、思うように利用ができない状況にあります。家族の中で支援が必要な方が複数人いるケース、本人家族と支援者の困り感や安心感が大きく違うケース、家賃を滞納し退去を求められも、転居先が見つからないケース、ワンルームのグループホームで、生活に関しては安定してもなかなか日中活動が継続できないケースなどが困難なケースとなっております。

(鷹野) ぶどうの里の報告です。児童では発達障害の相談が多く、成人は身体、知的、精神障害の相談でした。新規相談は福祉サービスの利用や就労に関する相談対応が多く、継続相談においては、医療、生活、人間関係に関する相談などの日常生活に関する困り事が中心でした。児童は、児発と放課後デイでの利用相談を行っております。成人は就労系の福祉サービスの利用相談で、就労継続の方の利用調整などを行いました。また居宅介護、短期入所、グループホームといった生活に関するサービスの相談対応がありました。福祉サービスの事業所の情報提供、金額、体験利用など同行支援や関係機関との連絡調整を行いました。マッチングしたケースにおいては計画相談に引き継ぎ、サービス利用に繋がっております。短期入所、居宅介護などは、まず支援区分の申請を進めて対応の継続をしています。すぐにサービスに繋がらない方も相談は継続的に行っています。また児童では、療育の必要性が高い児童が多かったですが、専門的な療育を受けられるセンターの空きがなく、地域の児童発達支援事業所と保育園との併用通園利用を行い、4月からはセンターの利用に繋がりました。就学に合わせて放課後等デイサービスを利用したいという相談が多かったです。ただ保護者が希望する近隣の複数の放課後デイサービスの利用の調整を行いました。定員の空きがなく、地域から離れた場所での

受け入れとなり、ニーズに合う事業所を見つける困難さを感じました。保護者様の就労の関係で送迎サービスの対応や、サービスの提供時間を優先的に考えて事業者を選ぶ傾向もありました。

(風間) 相談支援事業に関してそれぞれの機関から状況報告と多くの課題が提示されました。

ここで皆様からご質問、ご意見等を頂戴したいと思いますが、何かございますか。(意見質問なし)
ではここで、高木先生からアドバイスを頂戴したいと思います。

(高木) 相談事業ですが、様々な課題が見えてきていますが、まだ整理がされていないところと、課題と課題の複合化があり複雑と言っていますが、繋がりはきちんとありますので、その整理を今後、皆さん方と一緒にして行きたいと思います。これは笛吹市に限らないとあえて言っておきますが、複雑多様化という言葉を用いれば何でもOKみたいな傾向があります。どういう関係性でそうになっているのだろうかなどをあまり考えず、複雑なんですよと言うと、そこで考える事をやめてしまう。だからそこを少し掘り下げて考えていくことを今後皆さん方と行うことができればと思います。

(風間) ありがとうございました。それでは次に移りたいと思います。障害者虐待に関する対応状況について障害福祉課、障害福祉担当の内藤課長補佐よりお願いいたします。

② 障害者虐待に関する対応状況について

(内藤ひ) 令和6年度におけます障害者虐待に関する報告をいたします。障害者虐待の通報件数は11件です。内訳は、養護者が8、施設従事者が3、このうち先ほどの2件を除き、9件中の虐待認定件数は4件です。虐待認定として対応を行っておりますので、虐待通報に対しての認知度が進んだため事業者からの通報件数が増えている状態です。また障害特性の理解不足や長期の介護支援の疲れ、また貧困、家族の疾病など複数の要因が重なることで虐待に繋がると思われるケースが増加しております。また虐待が繰り返されるケースや、本人および養護者の拒否が強く支援に入れないケースなど、難しい対応を要するケースが増加しております。養護者による虐待対応システムとして、前回、内容について更なる明確な指示が必要なのではないかとご意見をいただいたことから資料上に赤字で記載しております。赤字を入れたところは個別ケース会議の中の方の米印二つになります。対応するケースは多種多様でそれぞれ関係各所に意見を伺うことが必要ですので、ケースごとのメンバー編成ネットワーク構築を行い、通常支援と並行し、再アセスメントを行い、虐待対応の終結を決定する。この終結の決定は、以前はそこを下に進んだ段階で終結として一つの段階で終わりにしてました。国から示された虐待対応の終結に合わせましたが、虐待の終結はいろいろなサービスを使い、家族の安定も図れて、虐待はもう2度と起こらないところまで進んだ段階で初めて終結になります。それを踏まえると一概に終結として終わりにとはなりません。まず支援の終結の前の段階で、通常支援への移行とモニタリングを行い、繰り返し確認をしながら決定していくことが必要と思われるので、通常支援へ移行の横の赤い太い矢印をまた上まで戻して経過観察をしていく形で入れております。国としても、終結とは言っても、やはり再発は度々出てくる。再発を起こさないための行動も必要であると示され

ていることも踏まえて、図の形をとらせていただきました。今日皆様に内容についてご審議いただきたいと思います。

（風間）それではここでもまず皆様からご質問、ご意見を頂戴したいと思います。
何かある方は挙手をお願いいたします。

（高橋）弁護士の高橋です。今見せていただいたその養護者による虐待対応システムの元の案がどうだったかがわからないのですが、赤字がないのが元の形になりますか。

（内藤ひ）そうです。

（高橋）支援の終結のところに通常支援への移行モニタリングが増え、そこで戻る場合と、支援の終結の場合があり得るという意味でしょうか？

（内藤ひ）本来であれば大丈夫であるのであれば、支援の終結へ進みたいのですが、実際のケースを見てみると、終結をしても、結果的にまた再発するということも考えられます。さらに一度終結としても再発が起きれば、今までの経過での該当者、該当サービスをする方たちにも周知をするようにと国から示されています。柔軟な対応を行うことを考えると、最終的な終結は確実に安全であると確信できないと確定できないので、通常支援の移行をしながらもモニタリングを行い、赤い矢印の状態、通常支援と並行して、再アセスメントを行い、虐待対応の終結というループの状態をとって、確実なる支援の終結を決めていくことを考えております。またその支援の終結の下にも青い矢印があり、その下にも赤字で入れてありますが、一度終結しても、また再発しないような関わり、通常支援の状態に関わる経過はありますが、やむを得ずまた再発した場合は、必要な関係機関への情報提供が含まれていますので、この辺に関してはその事案によってそれぞれの対応を行っていくという流れにしてみました。

（高橋）虐待の対応については障害者虐待防止法で、虐待認定すべき虐待といえる状況で、障害者の場合は養護者か、施設従事者か、使用者というところで、五つの類型の虐待、心理的虐待とか身体的虐待それに当たるかどうかを市町村で認定をして、虐待認定となり特別対応のスイッチが押されるという流れになると思います。そうすると通常の場合と違って市が虐待の解消まで、とりあえずすぐ救急応急処置の形で対応が始まるのだと思います。ただ認定をしてからいろんな方策を決めても思い通りに虐待が解消さず、もう1回最後みんなで戻って計画を立て直して対応して、駄目でもう1回戻ってというのが何度もあるのは現場の方はすごく経験されているところだとは思いますが。国でも虐待の終結はご本人の虐待状況が解消されて、平穏な生活ができるようになった時点を虐待の終結として示しています。その終結は、市がスイッチを押して救急的な対応をするのが終結となるので、もちろんその後再発するケースもあってあると思うのです。実際、お家に戻したら駄目だったとか、そういう場合は、また新たな事案が生じて虐待が起こってしまったのであれば、改めてスイッチを押してまた特別対応が始まる。平時の対応と異なる対応を市町村がするための虐待認定をしてそれが一段落終わったら終結の流れになります。もちろん丁寧に本当に大丈夫かどうかを、通常の支援と伴走しなが

ら見ていきしっかり見極める意味では、きっちり対応しますよということを明確化していただくのはいいと思いますが、やはりそのスイッチが切れる時点を、メリハリを持って行わないと、緊急なのでみんなと市が一気に対応する。手厚く対応するというのが、逆にすぐダラダラしたものになりかねませんので、そういう意味ではメリハリをしっかりとつけていただくところが大事なかなと感じました。

(内藤ひ) ありがとうございます。今ご意見もいただきました点も踏まえ、個別ケースの一番下の二つの米印のところで、その内容と並行しながらアセスメントを行い虐待対応の終結をきちんと決定する思いで、こちらに入れました。内容等を精査し、みんなの意見を踏まえた上での終結で、先ほど先生がお話されましたように、すぐに動かなければならない、それがどうなのかなど、個別ケース会議で決めた上で終結を確定するためにここに入れています。

(高橋) わかりました。ありがとうございました。

(風間) ありがとうございます。タイミングは難しく判断も強いられる対応になろうかと思えます。よろしくお願いいたします。他にございますか。よろしいでしょうか？

それでは次に進ませていただきます。今年度の笛吹市地域自立支援協議会の体制及び年間スケジュールについて事務局よりご説明をお願いします。

③ 今年度の笛吹市地域自立支援協議会の体制及び年間スケジュールについて

(菊島) 本会の下に3部会と3つの連絡会から構成されています。また下に8つの庁内関係会議がありましてこちらからの課題を各部会や連絡会でも検討し、本会に提案が可能となるような体系を組んでおります。また、本会の意見により、個別のワーキンググループを立ち上げて、必要な調査や検討を行い、結果を本会議に報告させていただいてます。今年度も各部会連絡会の活動が各々、進んでいるところです。

(風間) ありがとうございます。ただ今の説明に質問はございますか？

前年度の活動実績と今年度の取り組みについて初めに、本会について事務局よりお願いします。

④ 前年度の活動実績と今年度の取り組みについて

(菊島) 令和6年度の本会が3回開催しました。障害者基本条例の共有、現状の虐待対応システムのご提案や、関わりを拒否する事例などの協議もさせていただきました。今年度も本日を含め年3回の開催を予定しております。各部会連絡会からの報告や、先ほど高木先生からのアドバイスにもありましたが、具体的な地域課題について、この本会で共有をしていきたいと思えます。今年度は委員の改選が行われましたので、新委員の方には、新しい視点からご意見をいただきたいと思えます。また、第4次、障害者基本計画も最終盤に入っておりますので各部会連絡会の活動の推進を図り、本会でのご意見を市へ伝えられるように、よりよい御協議へのご協力をよろしくお願いします。

（風間）当事者家族部会お願いいたします。

（竹下）部会の活動と、今後のあり方についてご報告いたします。この会議でも何度か紹介しましたが、去年当事者家族部会に参加された方の意見をまとめて、いろいろ検討してこの新しいタイプのヘルプカードができました。これは担当の所へお配りしておりますので、必要な方はそこで受け取ってください。少し懸念してるのは、福祉の関係の仕事をしている方はご存知だと思いますが、一般の人の周知が少ないため、簡単にいきませんが一般の方に周知していく方策をまた考えていきたいと思います。秋の予定ですが、市長さんとの座談会を予定しています。先ほど市長さんの話にもありましたが、来年春ころに発達支援センターができます。今から五、六年前の座談会に出席されたメンバーの中から話がありまして、当時、支援センターがないので、何とか作って、あったらいいという話でした。市長さんもそれを覚えておられて、関係部署の方に連絡して今回、建設が実現したところです。行政にはなかなか理解していただけないところですので、今後も声を出し、要請を行って参ります。最後に皆さん「のーと」は利用されたことがありますか。当事者家族部会で、全員とはいきませんがかなりの方が利用されて、参加者がほぼ全市なので、皆さん乗って感想を持ち寄ろうという話になりまして、乗った結果の感想をいろいろいただきました。ドライバーさんの対応、大きな荷物を持った時や、車椅子を持っていた時の様子など、こうしたらいいなという話も出てきました。それらはまた関係部署の方に提案いたします。今後も部会として色々取り組んで行きたいと思います。

（風間）次に相談支援部会のご報告を会長からお願いいたします。

（鈴木）昨年度の3月の相談支援部会では虐待のフローチャートについて話し合いました。先ほど高橋先生のお話通りで、私達も当事者も関係性が複雑になってくるとなかなか手が出せない、あるいは意識から遠退いてしまうという事例がありました。長い知的障害で、ずっと金銭的な虐待があり、一族内虐待だったということがわかりました。弱い人同士が集まって集団形成がされているときに、今あるものをシェアしてみんなで暮らしていこうという関係性になりがちです。どこかで生活が苦しくなるとあなたは少し持っているからそれをちょうだいというのを一族間で行ってしまうという虐待です。これは緊急性や重篤性があるのかとなると、とても薄くなります。部会の中での検討も、虐待についての意識を持てる勉強会、例えば通報するにしても自信を持って通報しましょう、そういう形の部会ができるよう少しずつやってきています。相談は、委託相談、それから計画相談二つあります。発表されたのはあくまでも委託相談であって、サービスを使う前の相談が基本で、サービスが始まると計画相談になります。総数は委託相談の約1.9倍の数が入ってきます。本来ならば家族に相談をしますが家族機能が破綻している人が多いので結果的に相談がものすごく増えます。吐き出す場所がなく、電話あるいはメール相談に走るという傾向が見えてきています。また他国の方もおります。相談支援部会で8月の第3回部会のアセスメント部会はフィリピンの方に来てもらいました。本人は普通に暮らしてるつもりでも、学校等に行ったら自分の親がフィリピンだと家庭の雰囲気や他の友達と違うことに気づいていきます。15歳16歳になると、これは虐待かなという話がいっぱい出てきています。この方は自立をして家をでましたが、私達は自立に向けてどう支援していこうか事例を通し話し合っていけたらいいと考えています。個人の問題だけではなく、世帯、あるいは地域の問題として話し合いをしていくことを目指しています。今年も基本的に同じような形で、たくさんの協議を重ねたいと

思っています。継続的には、高橋先生に参加いただいている虐待の勉強会はテーマを決めて今年もやっていきたいです。また、当事者が参加する事例検討会とかアセスメント勉強会です。こちらは、私はこのように生きて行きたいという話を聞いていく。先ほどのフィリピンの方にも当事者として参加してもらいましたが、私はこういう人生を歩んできた、家庭環境はこうだった、生活の考え方がまったく親と違う。その中で自身はこんなふうに生きていきたい、それを叶えるためにはどうしたらいいか、そのために支援者はどうバックアップするか、という話し合いを目指しています。その方は前回も会議を手伝ってくれて、フォーラムの司会をしてくれたんですけど、今、いい意味で残念ですが自立して静岡で暮らしています。そうやって一人一人の夢を叶えていくことが最終的なゴールになっています。今年度、委託相談事業所が一つ減りました。支援センターは3人体制で委託をやっています。いろんな事業者がいろんな特徴を持っていろんなケースをみていくことが一番理想ですが、それもできない状況になってきている。だからこそいろんな視点を共有したいと思っています。また、新しい計画相談事業所が2ヶ所増えました。以前途中で辞めた事業者もあるので、みんなで支えていきたいと思っています。1年かけて新しい事業所の方たちにも事例検討へ参加していただき一緒にやっていくシステムを作ることが今年の大きな目標となっているところです。

（風間）児童部会の報告を部会長からお願いします。

（荻原）昨年度は3回実施をしました。昨年度の成果として、今までどうしても課題になっていた学校との連携とか学校の状況を知り、こちらの状況も知ってもらう会議が10月に1回できたことは今までにない進歩だったと思います。児童の生活の中でも学校との関わりは必須です。今のところはどうかうまく連携し、お互いの状況を知って理解を深める段階とは思いますが、今年度も続けていきたいと思っています。また、3回目は研修会ということで、石和共立病院のリハの先生に担当してもらい、子供の特性ですとか、発達の順序性などのお話をしてもらいました。具体的に、例えば何かをできるようになるためにはそこに順番があるということで、放課後デイサービスの職員も含め、困っている部分も多くあり、家族からのこんなことができるようになってほしいなどの要望の中で、今することはメリットで、クリアできると次に進めるなどのお話ができただことは良かったと思っています。今年度は関係機関がそれぞれの現状と役割の確認をしながら、連携に繋げていくことと子供たちの捉え方や対応方法等支援に生かしていけることができる学習会を実施していきたいと考えております。

（風間）続きまして事業所連絡会からお願いします。

（雨宮）本年度から会長になりました雨宮といいます。よろしく願いいたします。昨年度までも部会には出席させていただいておりました。昨年度は2回の部会を開催しております。実績としましては、第1回目は8事業所が出席して、目標、活動内容等について話をしました。ただ、一昨年、昨年度の内容を見ますと、授産品の販売が中心になり、主に就労継続支援B型事業所を中心とした部会だったと思います。その中でもグループホームの不足ですとか、その利用にあたって大きな課題があることで、第2回目はグループホームに関する学習会を開催しております。あとここの最後にも書いてありますが、市役所で奇数月には販売会を行っていました。このことは継続して行きたいと

考えております。今後の取り組みとして、目標に書いてある通り、構成が基幹、障害福祉サービス事業所、就労継続支援、生活介護、共同生活援助グループなどで、第1回目の会議を先日6月13日に行いました。今まで私は参加者の立場でしたが、今回会長として参加させていただきまして、参加者から出された多くの課題が、例えば美咲園さんからは地域移行の問題、地域の入所施設からグループホームへ移行するためには多くの課題があること。やはりそこにはB型事業所が絡んでいたり、生活介護の事業所が関わっていたり、もちろん計画相談の方々も関係してくる。この事業所部会は、広域に連携していかないと良いサービスの提供にならないということを実感いたしました。多くの事業所に参加していただけるような会議していくことを目標として、自立するために工賃を上げていくことですか、自分の生活を豊かに考えていけることをしっかりと事業所ごとに課題解決していくような、広域にわたる意見を集約して結果が出せるような部会にしていきたいと考えております。

（風間）委託相談連絡会の報告を事務局からお願いします。

（野中）令和6年度は年4回開催しました。委託ケースの支援状況と、困難ケースの共有を行い、今後の対応について意見交換を行いました。セルフプランの現状を共有や、不登校で福祉サービスを利用する児童が増えている状況から、事例検討を行いました。関係する機関、保健所の職員ですとか、スクールソーシャルワーカー、学校教育課、子育て支援課、放課後等デイサービスの職員にも参加していただきました。また、福祉サービスを利用している方の介護サービスへの移行で、検討会議を長寿支援課とともに7月、12月に開催しております。今年度は、課題解決に向けた取り組みができるように、毎月開催をすることにいたしました。課題として、前年に引き続き不登校児の支援での福祉サービスの利用が増えていることから、療育の現状やその他、学校関係などの関係機関との連携について学び、切れ目のない支援体制の構築を考えます。引き続き介護サービスへの移行についても検討会議を開きながら地域の現状と課題について整理をしながら、障害者の方が安心して過ごせる住める場所についての課題がありますので共有勉強会等を開きながら相談体制の構築に取り組みたいと思います。

（風間）計画相談連絡会の報告を会長からお願いします。

（鷹野）計画相談事業所に限定した連絡会になっております。昨年度から会長を務めさせていただいていますが、手探りで悩みながらでしたので、年2回の開催にとどまってしまいました。できればもっと開催したかったところで、1回目からご案内をして市内の事業所と市外、峡東圏域の事業所から相談員に参加をいただきました。まずは計画相談としてどういうことに困っているのかを共有して、課題整理をすることから始めていきました。相談員としての実務が大変だったり、サービス調整の困難ケースが多かったり、1人職場で大変だという様な多くの課題が挙がった中で、支援については最近の不登校児童のケースでの困り事が多く、対応に苦慮していることからそこをテーマに絞って、児童の支援について皆さんの意見を共有しました。2回目については、日自の支援、後見の制度はどういうときに繋がればいいのか、社協さんに来ていただいて勉強会を致しました。課題については、やはり報酬改定で加算取得がより複雑になってきている。基本単価が下がり、より細かく支援をすれば加算

がついて報酬が上がる仕組みになってきて、記録を残すなどデスクワークが多くなり相談支援の実践が大変になっているため、どういう実務をやっているのかやITを使ってどういう処理をしているのかをいろんな視点で話し合いながら、まずは課題を出した1年だった感じです。その中で市外の計画相談をしている事業者も多いので、その事業者からは、笛吹市の相談業務はどういう形なのか、どういうことをしているのか、こういう申請書、こういうサービスを変更するときにはどんな手続きが必要なのかを聞かれることが多かったため、笛吹市版の計画相談マニュアルを作成しようというお話をして、今取り組んでいます。今後についても新しく2事業所が市内で立ち上がったので、まずは開催頻度を増やししながら、ネットワーク、顔が見える繋がりを強くしていきながら小さな困り事から地域課題や大きな困り事を共有して、協議会で提言をして、相談員の体制などのネットワークを構築していきたいと考えております。

（風間）ありがとうございました。それぞれ部会、連絡会から活動実績や今後の取り組みについてご報告をいただきました。皆様からご質問、ご意見等を頂戴したいと思います。
では、高木先生からお話を頂戴したいと思います。

（高木）はい。簡単に一言だけ申し上げると、全体会で議論した方がいいなというテーマ、そして県にこれをあげて山梨県全体で議論した方がいいなというテーマ、こういったものも出てくると思います。部会の活動の中で、これに関しては市全域、もしくは県全域で議論が必要だということもですね、この会の機能としてありますので、ご提示していただければというふうに思います。

（風間）ありがとうございます。次に進めさせていただきます。障害者差別解消支援会議について、内藤課長補佐よりお願いします。

⑤ 障害者差別解消支援会議について

（内藤ひ）障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みについてお話しします。障害者差別解消法の目的として、行政機関や民間事業者が障害を理由とする差別を解消するための法的措置を設けることによって、障害の有無によって分け隔てることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためのものとなります。自立支援協議会の取り組みといたしましては、自立支援協議会における協議内容に障害をルールとする差別の解消の推進に関する協議を追加し、自立支援協議会に障害者差別解消法第17条の規定による障害者差別解消支援地域協議会の機能を加える。当事者、事業者、行政などが連携し、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進するという形になります。障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行う場として、自立支援協議会のもとに、障害者差別解消支援会議を設置いたします。事案の解決や、後の発生防止に向けた協議、また相互支援連携が今日の会議となります。

（風間）ただいま説明がありましたように、障害者差別解消支援会議を設置する中で、障害者差別解消支援会議運営要綱第3条により、自立支援協議会の会長を委員のうちから指名することとなっています。これまでの取り組みや会議の性質から、高橋委員を推薦したいと思いますが、いかがでし

ようか？それでは皆様から拍手をいただきましたので、高橋委員に決定させていただきたいと思います。では高橋会長ご挨拶をおねがいします。

（高橋）会長に選任していただきましてありがとうございます。時間も押しているようなので一言ご挨拶させていただきます。この差別解消会議は、スタートは個別事案の話です。例えば通常は契約にあたって連帯保証人は1人でいいところが障害者を理由にもう1人保証人をつけろとか、そういうお話が来たときにそれ自体は個別のお話で例えばその方は法律相談に行ったりするなど個別に対応すればよいのですが、そういった話が他でも起きてしまうと障害者の方の自立した生活が阻害されてしまう可能性があり得ることになるため、そういった事案をもとに差別解消会議で検討をして情報共有をするとともに一般的に行われないうにどんな手当をしていったらいいのかを検討していくことになります。この会は、会長だけが決まっています、事案に応じてどういう方を個別の会議でご参加いただくかはお声掛けするシステムになっておりますので、事案が生じたときには委員の先生方、皆さんにお声掛けをするケースもありますので、その場合はご協力のほどよろしくお願いいたします。

（風間）それでは内藤課長補佐から支援会議についての説明をお願いします。

（内藤ひ）今、高橋会長様からもお話がありました通り、支援会議の委員につきましては、会長と相談し、その事案に応じて皆様の中で選出し会議を開きたいと思いますので、まずご承知おきとともにご協力いただけますよう是非ともよろしくお願いいたします。

（風間）今のお話しの通り、内容に応じて皆様の中から選出して協議をしていくことになりますので、ぜひ皆様にはご協力をよろしくお願いをしたいと思います。その他についてですが何か皆様からご意見等ございましたらお願いします。

⑥ その他

（鈴木）いくつか紹介させていただきます。私は社協でいろんなブログを書いています。その中で発達障害の方で、聴覚過敏のため音に敏感な方がヘッドフォンをしながら仕事をしています。これをいわゆる合理的配慮の一つですと書いたら、なぜそれが合理的配慮なのか意味がわからないと質問に来ました。つまり、一般の会社で従業員が仕事中にヘッドフォンをしていたら、まわりの人たちは何をしているんだとなると思います。実は普通に見えても、いろんな形で障害は見えないところにあるのです。それを駄目だとかいうのでなくなぜそれが必要なのかを一緒に考えてもらえませんかと紹介をしました。そういう説明をすると、なるほどそういうことがあるんだと理解し記事として取り上げてくれました。二つ目は「共生」です。共生は山梨県の福祉協会が発行してる機関紙に載りました。当事者家族部会や、人権協会の皆さんと一緒にいった、障害者が地域の防災訓練に参加する試みです。平成24年に実施しましたが、当事者羽田さんが第1号でした。障害の方がなかなか地域に入り込めないのが、防災訓練を機に地域の活動と一緒にいり、地域の皆さんに障害のことを理解しながら助けてもらえませんかと活動を始めて、これをきっかけにいろんな障害の方を地域でお願いしていきました。例えば地域の方から出たのは、八代に住む高齢の寝たきりのお母さん

とそれを看護する知的障害の娘さんの2人暮らしの方、近所の皆さんは関わり方がわからなくて困るよね、どうしようと思っていた家庭、あるいは難病の方、知的障害、精神障害の方、あるいは目の見えない方もいました。どう接していいかわからないとかどう支援したらいいんだろとかみたいな様子で。逆に何も触らない方がいいんだよと言ってくれる方がいたり、いろんな形で防災訓練をしていました。残念ながらコロナ後はできない状況です。そこで私達が同時に考えたのが、一つは東北の震災の時に障害の方、特に発達障害の方が避難所でゆっくりできなかった。むしろ断られてしまったことがある。また中に入ると孤立してしまうとことがあり、それは役割がないから孤立をすることに引き着いた。障害といっても重度の方もいれば軽度の方もいる。この軽度な方は、地域住民と一緒に動くことができないかと地域の防災ボランティアの活動に参加してもらうことを地域福祉課と一緒に行いました。更に地域に障害を知ってもらい逆に活用してもらおうと石和でグループホームの防災訓練をしました。グループホームに入るくらい自立度が高い方は、地域の皆さんを積極的に助けることができると知ってもらいたい。今グループホームがあるところは高齢化が進んでいて、若い方は働きに行き、昼間家で過ごす人たちは高齢者が多いです。その高齢者が高齢者を助けることは難しい。であれば、隣のグループホームに居る元気な障害の方を頼ろうとアピールすることを書いたのがこの記事です。また、市民後見人養成講座を社協が行います。市民後見人は、8050問題の一つの解決の道具です。後見人が増えればいい訳でなく本人たちの支援道具の一つが後見人でさらに広がるように作ったのが市民後見人です。笛吹市で山梨県第1号が誕生したんです。歴史もある市民後見人研修ですが理解度がないのでとにかく頑張っています。ぜひ参加をお願いします。次ですS NYの記事です。相談支援の専門職団体として、ともに響くという機関誌を持っています。専門職をどう育てるかが記事に載っています。年間にいくつかの研修を開催していますけど就労のサビ管の方たちの研修等も実施し、年間100人近い専門職を誕生させています。新しいサービスとして就労選択支援が始まります。10月からのサービスでまだ始まってはいませんが、今までは障害の方が就労系サービスを使うときにいろんな条件があり、その中でアセスメントを行い、その方が働けるかどうかを市、相談員の中でいろいろ考えて、仕事ができる形を作りますが、それだけでなく、専門的に関わってやっていこうということが就労選択支援です。次回具体的なものを発表していこうと思います。

(風間) ありがとうございます。

(土屋) 圏域マネージャーの件ですが、現在不在です。幅広い方々の関係機関の中で、必要な役職と思いますが、そういう方が今不在の状況で、何か不便とか不都合とかはないのですか？今後の生活や困難ないろんなものに対しても問題ないのかと気になっています。

(風間) 事務局の方でおねがいします。

(菊島) 令和6年度から、圏域マネージャー不在が続いてます。生活する上で広域的な視点で峡東圏域のマネージャーが必要で、私達が求める要望等をパイプ役として県に繋いでいただいたり、他の圏域の状況や、県国の最新情報についてもタイムリーに教えていただいたりしていただきましたので課題は感じているところです。設置の必要性については県へ要望を続けているところです。

(風間) はい、どうぞ

(新沼) 圏域マネージャーの話とちょっと関連しています。差別の話が先ほどありましたが、毎年山梨県の自立支援協議会の権利擁護部会で語り場を開いています。今年は国中地域と郡内地域で1回ずつ、10月31日(防災新館)と11月14日(郡内)に開催します。テーマとしては差別解消法で、去年民間が努力義務から義務に変わったのですが、それによって生活がどう変わっているかを当事者が集まって語る場を開催します。

(鈴木) これは峡東だけの問題ではないです。県内全部の問題で6人いた人が3人になっています。県の情報がほとんど入ってきていません。個人で県の情報の把握は限界があります。県の自立協議会の委員ではないですし、社協同士とか相談支援の事業所同士で得る情報をできるだけ出そうとしていますが限界があるのが正直なところです。また県へいろいろと訴えていく機能がほとんどありません。先ほどの虐待のフローチャートも、県内の他市のものなどを示したかったんですが、それもできず、相当苦労してフローチャートを作成したはずですが、このように県とのパイプがない状況は、非常にゆゆしき問題と思っています。

(風間) ありがとうございます。

(内藤) 障害福祉課長の内藤です。峡東圏域マネージャーのお話が出ていますので、市の方から申し上げます。県に要望事項として、今年度、圏域マネージャーをきちんと配置をしていたきたいと要望をかけさせていただいております。峡東だけではなく、県全域での問題となっています。市としてこの問題はきちんと県に要望を上げ対応していただいた方がいいと考え笛吹市として圏域マネージャーの配置を要望しますのでよろしくお願いします。

(風間) ありがとうございます。人は1人いなくなると必ず他に影響が出ます、とにかくみんなで協力して現状を何とか解決していく、また要望すべきところは要望していくしかないのかと感じます。よろしければ以上をもちまして、議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

(内藤) 風間会長議長ありがとうございました。それではその他ですけれども、何かございますか

(内藤ひ) 障害福祉担当リーダーの内藤です。児童発達支援センター整備運営事業について、新しく委員となられた方もいらっしゃいますので、お話をさせていただきます。令和3年1月の段階で、当事者家族部会が市長との座談会にて児童発達支援の現状と発達障害児の子育てでの困りごと等が話されました。令和3年4月には児童ワーキンググループを立ち上げ検討を行い令和4年10月には重点協議として市内に所有している土地を利用し、市内に児童発達支援センターを民設民営で設置することを協議いたしました。また、令和5年2月には児童ワーキンググループ案を自立支援協議会の本会で提案いたしました。その後、市において課題協議また懸案協議等を行い、令和5年10月には運営事業者公募の選定委員会設置要綱の制定を行いました。令和6年4月に事業者の募集を行いまして、令和6年の5月には選定委員会において、株式会社安心さんに事業を委託すると決定をいたしました。

た。その後株式会社安心が県や国の関係手続等もし、審査等手続きを済ませました。令和7年6月7日には株式会社安心の主催で、石和町仲間地区の住民を対象にした建設の説明会を行いました。住民の方からは児童発達支援センターの建設に対してとても前向きな受け取りをしていただいております。6月11日に地鎮祭を行い既に建設が行われております。今後の予定で令和8年2月末には建物の引き渡しが行われ3月には竣工式が行われ令和8年4月には児童発達支援センターとしての運営を開始していくという流れとなっております。

（内藤）内藤課長補佐から進捗状況の説明をさせていただきましたが、その中で事業委託と話がありましたが、あくまでも市の公有地を利用して、その上に株式会社安心が建物を建て、児童発達支援センターを運営する形式をとっております。市との事業委託という部分はございませんので、誤解のないようにお願いいたします。今現在順調に進捗しておりますので、来年の4月には予定通りセンターが開設できると考えておりますので、また引き続きご支援をよろしくをお願いいたします。以上をもちまして、第56回笛吹市次地域自立支援協議会を終了したいと思います。